

## 四半期業績の概況に関する開示の新設等に係る適時開示制度の見直し

平成14年12月17日

株式会社名古屋証券取引所

### 見直しの趣旨

かねてより当取引所では、証券市場における価格形成の公正性・透明性を確保する観点から、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）」を定め、上場会社各社に投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報の、適時かつ適切な開示を義務づけるとともに、我が国の経済環境・法制度や、上場会社の企業行動の変化に即応して、必要な見直しを継続的に実施することを通じて、証券市場に対する投資者の信頼確保に努めてきたところである。

こうした中、昨今における上場会社の企業内容の開示状況を巡っては、事業再編等に係る法制度の整備、経済活動の国際的競争の激化や、いわゆるバブル経済崩壊後の我が国経済の長期低迷による事業のリストラクチャリングの進行等を受けて、企業業績がダイナミックに変動する事例が多く見られている。これまで、我が国における企業内容の開示は、昭和46年（1971年）の半期報告書制度の導入以来、主として年2回の業績報告と不定期の適時開示情報で構成されてきたが、前述のような環境変化を踏まえると、投資者に合理的な投資判断を促すために、今後、上場会社の経営成績・財政状態の変化等に係る有用な情報が、より高い頻度で定期的の開示されることが適当と考えられる。

また、米国及び我が国で会計・企業不祥事が相次いで発覚したことなどから、上場会社のコーポレート・ガバナンスの整備状況等が高い関心を集めるに至っている。当取引所では、平成11年4月以降、上場会社各社に決算短信において各社の取組み状況等の開示を要請してきたところであるが、「委員会等設置会社」制度の導入等、コーポレート・ガバナンスに関する制度整備の進展等を受けて、今後、当該内容については、より適切な形で開示を求めることが必要と考えられる。

以上のような問題意識に基づき、上場会社の適時開示等の充実を通じて、投資者の証券市場に対する信頼の向上を図る観点から、当取引所の適時開示規則等について、所要の見直しを図ることとしたい。

見直しの概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 四半期業績の概況に関する適時開示義務の新設</p>	<p>・上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）は、第1四半期（事業年度を1年とする場合には、期初からの3か月間）及び第3四半期（同じく期初からの9か月間）の末日の経過後、当該上場会社の経営成績の進捗及び財政状態の変動状況に係る投資判断上有用な情報（「四半期業績の概況」という。）を、当該内容が定まったときに開示するものとする。</p>	<p>「四半期業績の概況」に係る開示資料には、少なくとも次の～に掲げる事項を記載するものとする。当該四半期に係る当該上場会社の属する企業集団の売上高（又は当該上場会社の経営成績の進捗状況を判断する上で有用な情報であって、企業集団の売上高に相当する意義を有する事項（例えば、受注実績、四半期末を経過後に新たに算出した中間又は通期の予想売上高など）。以下、「売上高等」とする。）及び売上高等の会計上の認識方法が、連結会計年度等における認識の方法と異なる場合にはその旨並びに相違の内容等、当該四半期において生じた当該上場会社の属する企業集団の「損益」及び「財政状態」に重要な影響を及ぼす事象（既に公表されているものを含む。）の有無及びその概要、上記の及びに係る定性的な記述及び公表された直前の業績予想について見直しを行った場合には、新たに算出した予想数値並びにその前提条件等。</p> <p>平成15年4月1日以降に開始する事業年度（平成16年3月期）から適用するものとする。</p> <p>適用初年度については、上場会社側の体制整備等に向けた時間的猶予を考慮して、上場会社単体の売上高等に基づく開示も容認するなど、所要の経過措置を設けることとする。</p> <p>決算期変更等の事情により、事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度が11か月未満である場合には第3四半期について、5か月未満である場合には第1四半期について、それぞれ当該四半期に係る開示を要しないものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
2．上場会社のコーポレート・ガバナンス関連情報に係る適時開示の新設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株券の発行者は、事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について、併せて開示しなければならないものとする。</li> </ul>	<p>コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に際しては、少なくとも次の～に掲げる事項を記載するものとする。当該発行者のコーポレート・ガバナンス・システム、当該発行者と当該発行者の社外取締役（商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第5項第1号に規定する社外監査役をいう。）の利害関係の状況、当該発行者のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況（最近1年間以前に開始した取組みの実践の状況を含む。）</p> <p>平成15年3月1日以降に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から適用するものとする。</p> <p>本年8月6日付けで公表された金融庁の「証券市場の改革促進プログラム」では、「決算短信における企業のガバナンス関連情報について、十分な内容の充実を図るとともに、その開示を義務的なものとする」ことが、当取引所を含む市場開設者に対して要請されているところであり、本改正は、当該要請にも対応したものである。</p>
3．その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他所要の見直しを行う。</li> </ul>	<p>現行の適時開示規則における「開示内容の変更又は訂正」に関する開示義務について、当該規定の実効性を向上する観点から、その取扱いの明確化等を図るものとする。</p>

・見直しの時期

平成15年2月初旬の施行を目途とする。

以 上